

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月18日
管理表No.	0309-21 改訂00

項目	コメント内容
津波 (第8条)	事業許可では受入れ区域破損時、キャスクの遮蔽機能と合わせて除熱機能の維持、回復を求めている。除熱機能の低下、被覆管、材料の許容温度に対する裕度、回復期間等から除熱機能が適切に維持、回復できることを説明すること。

(回答)

受入れ区域の除熱機能については、金属キャスクが落下物や津波漂流物に埋没して自然対流が阻害される可能性は小さいが、金属キャスクの除熱を回復するため落下物、土砂及び津波漂流物の撤去を行う。

除熱に係る初期確認としては、金属キャスクの変形等により除熱機能が損なわれていないことの確認のため、落下物や瓦礫を撤去した後に外筒部の変形や損傷の有無を確認するとともに、金属キャスクの表面温度の測定を実施する。

仮にクレーンガーダが落下し金属キャスクの外筒が損傷することにより放熱面積が減少しても、温度上昇はわずかである。下図に想定する損傷に伴う除熱への影響を示す。

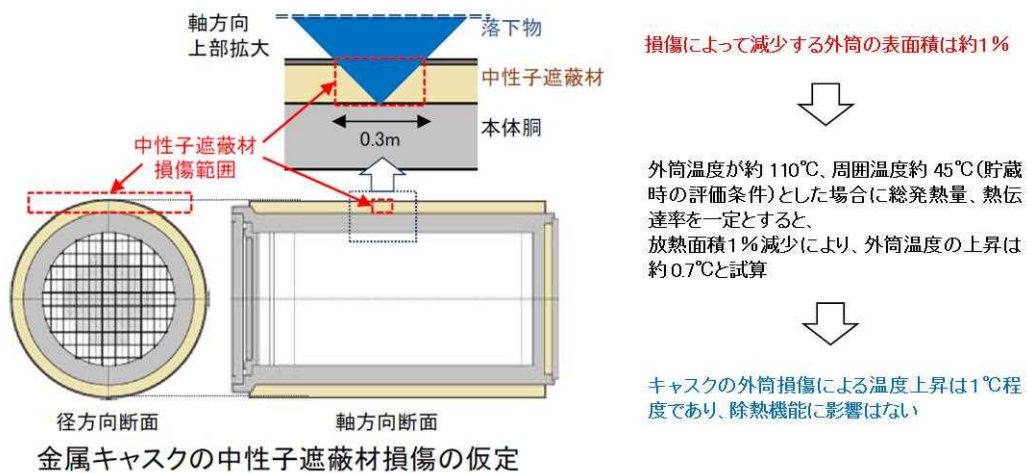


図 想定する損傷に伴う除熱への影響

以上